

○第20回農薬専門調査会評価第三部会（非公開）

日時：平成24年9月12日（水）14：00～16：10

議事概要：

（1）アメトクトラジン

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を2.7 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。

*殺菌剤で、今回、ばれいしょ、たまねぎ、トマト、ミニトマト、きゅうり、ぶどうへの新規登録申請がされています。また、ホップ、たまねぎ等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）の設定が要請されています。

（2）ホスチアゼート

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.00055 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。ただし、確認事項に対する回答について評価部会で確認することとなった。

*殺虫剤で、いちじく、かんしょ、なす、だいこん、きく等に使用します。今回、いちご、きゅうり、ピーマンへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。